

# 広島県薬局機能情報提供事業実施要領

## 1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定による薬局機能の情報の報告及び公表の方法を示し、県民等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

## 2 情報の取扱い

薬局開設者は、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）を広島県知事（以下「知事」という。）に報告し、知事は、原則として、報告を受けた当該薬局機能情報をそのまま公表する。

薬局開設者は、正確かつ適切な薬局機能情報を報告するとともに、当該薬局に勤務する薬剤師等は、県民等からの相談等に適切に応じなければならないものであること。

また、薬局開設者は、知事に報告した薬局機能情報について誤りがあると気付いた場合は、知事に対し速やかにその訂正を申し出、必要な指示を受け是正するとともに、知事は、所要の措置を行うこと。

## 3 運営体制

### (1) 広島県健康福祉局薬務課

ア 本事業は、広島県健康福祉局薬務課（以下「薬務課」という。）が、その事務を担うこと。

イ 運営等に当たっては、県保健所（県保健所支所を含む。以下単に「県保健所」という。）、保健所設置市及び関係部署等と連携・調整を図り、県民等への情報提供が円滑に行われるよう努めること。

ウ 本事業に係る業務については、外部の法人等へ薬局機能情報の入力及び修正業務の委託ができるものであること。その場合、県民等への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図るよう努めること。

エ 薬局開設者から報告された薬局機能情報の確認を行うとともに、県民等からの薬局機能情報に対する質問・相談及びそれに対する助言等について、適切に対応すること。

オ 新たに薬局の開設許可が行われたことを確認したときは、当該薬局に対して医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」とする。）のアカウント申請を行わせ、G-MIS 事務局を通じて G-MIS アカウントを付与すること。

なお、移転新規等の場合は、既存の G-MIS アカウントを引き続き付与することができる。

### (2) 県保健所

ア 薬局を新規許可したときは、別紙様式1により薬務課へ報告すること。

なお、「その他」の欄の「連絡先」については、G-MIS アカウント登録手続き案内の送付先とするため、必ず記載すること。

イ 薬局の休止・再開・廃止届を受理した場合には、別紙様式2-1により薬務課に報告すること。

なお、廃止した場合は、移転、開設者の変更又は完全廃止等その理由を備考欄に記載すること。

- ウ 健康サポート薬局である旨の表示に係る変更届を受理した場合には、別紙様式 2-2 により薬務課に報告すること。
- エ 薬剤師不在時間の有無に関する変更届を受理した場合には、別紙様式 2-3 により薬務課に報告すること。
- オ 薬局開設者に対して、薬局機能情報を適切に報告するよう指導すること（法第 69 条第 3 項で規定する第 8 条の 2 関係）。
- カ 県民等からの薬局機能情報に対する質問や相談及びそれらに対する助言等について、適切に対応することとする。

### (3) 保健所設置市

- ア 薬局を新規許可したときは、別紙様式 1 により薬務課へ報告すること。  
なお、「その他」の欄の「連絡先」については、G-MIS アカウント登録申請手続き案内の送付先とするため、必ず記載すること。
- イ 薬局の休止・再開・廃止届を受理した場合には、別紙様式 2-1 より薬務課に報告すること。  
なお、廃止した場合は、移転、開設者の変更又は完全廃止等その理由を備考欄に記載すること。
- ウ 健康サポート薬局である旨の表示に係る変更届を受理した場合には、別紙様式 2-2 により薬務課に報告すること。
- エ 薬剤師不在時間の有無に関する変更届を受理した場合には、別紙様式 2-3 により薬務課に報告すること。

## 4 薬局開設者による薬局機能情報の報告

### (1) 報告事項

薬局開設者が報告する薬局機能情報は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「規則」という。）別表第 1 に掲げる事項及びその他知事が定める事項であること。

### (2) 報告時期

#### ア 新規開設時の報告

新たに開設許可を受けた者は、開設許可後 30 日以内に当該薬局の薬局機能情報について報告すること。

#### イ 定期報告

薬局開設者は、毎年 2 月末日までに、その年の 1 月 1 日現在の状況について報告すること。

#### ウ 随時の報告

##### (ア) 法第 8 条の 2 第 2 項の規定による変更

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、次の事項に変更が生じたときは、30 日以内に報告すること。

- ・規則別表第 1 第 1 の項第 1 号に掲げる基本情報

- ・規則別表第1第1の項第3号の(1)(健康サポート薬局である旨の表示の有無)
- ・規則別表第1第1の項第3号の(3)(薬剤師不在時間の有無)

(イ) その他の変更

4(2)イ(ア)の項目及び規則別表第1第2の項第3号の項目以外の変更は、住民・患者等による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、随時報告しても差し支えない。

(3) 報告方法

報告は、原則として、新規開局時にG-MISアカウント登録を実施し、各薬局に発行されたG-MISアカウントを使用して、インターネット回線を利用し行うこと。ただし、基本情報のうち、薬局の名称、薬局の開設者名(法人の場合の代表者名のみの変更を除く。)及び薬局の所在地(ここでは住居表示の変更を指す)に係る変更の場合は、薬局機能情報変更報告書(別紙様式5)により行うこと。

インターネット回線が利用できない場合は、新規開設時は、薬局機能情報報告書(別紙様式4)及び薬局機能調査表(別紙様式3)により、随時報告は薬局機能情報変更報告書(別紙様式5)により薬務課に報告すること。

## 5 薬局機能情報の確認

薬務課は、薬局から報告された薬局機能情報の内容を確認するとともに、必要に応じて、県保健所又は保健所設置市から、必要な情報の収集を行うこと。

なお、薬務課及び県保健所は、薬局が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認めた場合には、当該薬局開設者に対して適切な報告を行うよう指導し、指導に従わない場合や故意に虚偽報告を行うなど悪質であると認められる場合には、法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し報告又は報告内容の是正を行うよう命ずること。

報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会や確認等を行ったにもかかわらず、応答がなく確認できない場合や、是正がなされるまでの期間にあっては、薬務課において当該情報の公表を一時的に停止すること。

## 6 薬局機能情報の公表

(1) 薬務課等による公表

薬務課は、薬局開設者から報告を受けた内容を確認した後、「医療情報ネット」で公表すること。

また、インターネットを利用できない環境にある県民等に対しては、薬務課又は県保健所において、書面等による閲覧によって公表すること。

(2) 薬局開設者による情報提供

薬局開設者は、薬局機能情報を薬務課へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法(電子メール、インターネット、パソコン等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付)による情報の提供についても行うことができる。

また、薬局においても、県民等から当該薬局の薬局機能情報及び当該薬局以外の薬局に關す

る相談等について、適切に対応するよう努めること。

附則

この要領は、平成20年2月22日から施行する。

附則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年10月28日から施行する。

附則

この要領は、平成26年2月5日から施行する。

附則

この要領は、平成26年11月25日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年2月19日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月19日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月5日から施行する。

なお、令和6年3月31日までは、従前の例に従った運用を同時に行う。また、6（1）については令和6年4月1日から施行する。